野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業（数量確保タイプ）のご案内

数量確保タイプとは？

中間事業者が、契約数量の確保のために契約取引と同じ品目の野菜を市場調達等した場合に、補てんを受けられる仕組みです。

※　詳細については、契約野菜収入確保モデル事業公募要領（令和7年7月7日付け7農畜機第2357号）等をご確認ください。

alic 独立行政法人 農畜産業振興機構

独立行政法人 農畜産業振興機構

Ⅰ．数量確保タイプの要件等

1　対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）
※カットやパッキング等加工度合が低いものも対象となります。

2　対象者（事業実施主体）

中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

3　対象となる契約取引

実需者等との定量・定価格契約　※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

4　実需者等（契約の相手方）

① 食品製造・加工業者
② 小売業者
③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。
※対象品目の契約取引が過去１年間以上あった者に限ります。

5　生産者からの仕入計画

① 対象品目に係る仕入計画書を作成し、生産者等と合意
② 仕入計画書には、仕入予定の数量・価格を記載

6　補助限度額

1,500万円
対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

7　積立金

① 積立金を管理する口座を開設
② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

8　その他

① 応募者多数の場合は、対象者を選定
② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

Ⅱ．数量確保タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した中間事業者が、市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、**調達価格と取引予定価格との差額（＝掛増し経費）の一部を交付。**

補てんの仕組み

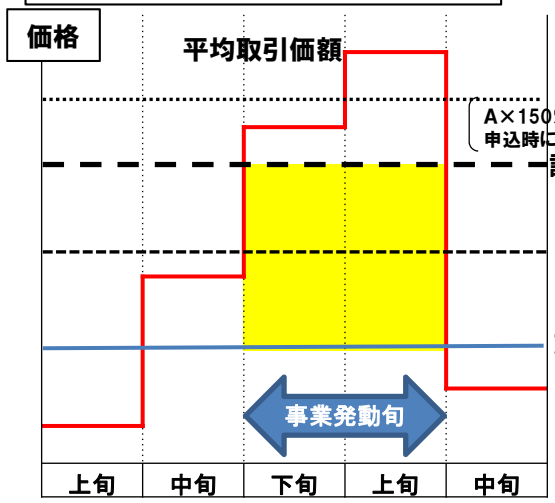

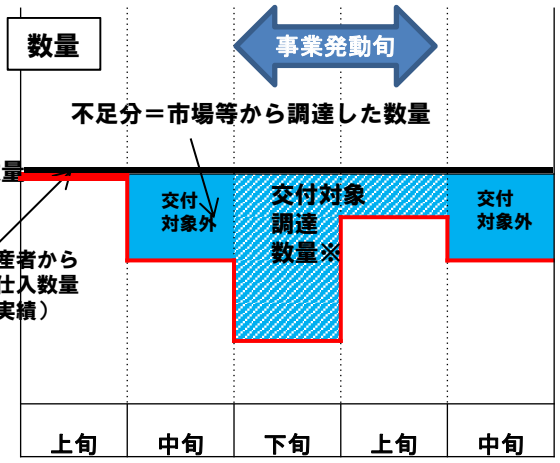

※　交付対象調達数量は、不足分として調達した数量のうち、対象となる実需者等へ仕向けた部分です（生産者等からの仕入の減少部分が限度）

加入から交付金交付のイメージ（例）

積立金額

【事業の応募内容】

取引予定価格	80円/kg
仕入計画数量	100トン
実需者との契約数量	100トン
申込数量※	50トン
仕入経費（予定）	800万円

事業実施主体が積み立てる積立金額
（購入限度価額300%の場合）
＝申込数量×
（購入限度価額－取引予定価格）×0.9÷２
＝50トン×（240円-80円）×0.9÷２
＝720万円÷２
＝**360万円**

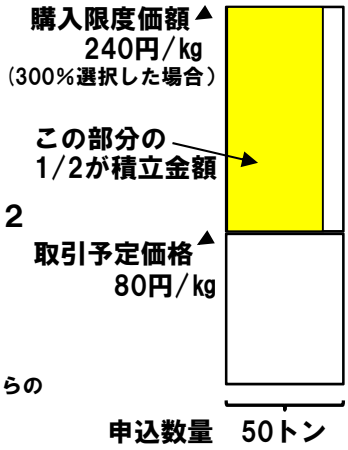

※　申込数量は、実需者との契約数量又は仕入計画数量（過去３か年における同時期の当該生産者等からの仕入数量の最大値が上限）のいずれか少ない数量の1/2以内となります。

交付金額

【実需者等との取引結果】

取引予定価格	80円/kg
仕入数量	70トン
調達価格	180円/kg
交付対象調達数量	30トン
契約出荷数量	100トン
仕入経費	1,100万円

機構からの交付金額
＝交付対象調達数量×
（調達価格※－取引予定価格）×0.9÷２
＝30トン×（180円－80円）×0.9÷２
＝30トン×90円÷２
＝270万÷２
＝**135万円**

※　調達価格又は購入限度価額のいずれか低い価格となります。

機構から135万円の交付金を交付します。

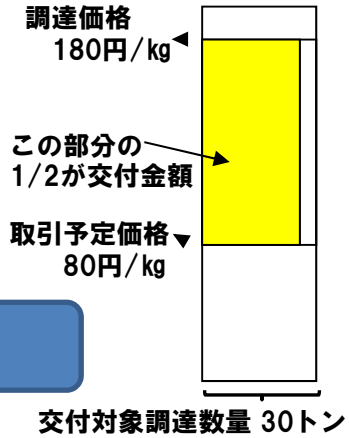

Ⅲ. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。
必要書類・・・契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料（決算書、財務諸表等）

↓

審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。
審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

↓

事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

↓

契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

↓

交付申請書の提出（概算払請求）

対象出荷期間終了日の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

↓

積立金による補てん

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補てんします。

↓

実績報告（精算払請求）

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合せください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構　野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635
東京都港区麻布台二丁目2番1号　麻布台ビル
TEL　03-3583-9819　　FAX　03-3583-9484
E-mail　anshin831@alic.go.jp（お問合せ専用アドレス）　　URL　https://www.alic.go.jp/